

# 青森県報

号外第九十二号

平成二十三年  
十二月十六日  
(金曜日)

## 目 次

### 条 例

青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例……………	総務学事課 みらい課 こども課 教育庁 学校教育課 教職員課	… 二
青森県核燃料物質等取扱税条例……………	(税務課)	… 七
青森県東日本大震災復興推進基金条例……………	(生活再建・産業復興局)	… 一五
青森県水道法施行条例……………	(保健衛生課)	… 一七
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	(人事課)	… 一九
職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	… 二四
青森県鉄道施設条例の一部を改正する条例……………	(青い森鉄道対策室)	… 二六
青森県自然環境保全条例の一部を改正する条例……………	(自然保護課)	… 二七
青森県立自然公園条例の一部を改正する条例……………	(同)	… 三三
青森空港条例の一部を改正する条例……………	(港湾空港課)	… 三〇
青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例……………	(都市計画課)	… 三三
青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	(整備企画課 病院企画課 経営企画室)	… 三六

# 条 例

青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例をここに公布する。

平成二十三年十二月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第四十九号

青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項

の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年八月四日 文部科学省 告示第一号）に

厚生労働省

において使用する用語の例による。

(認定こども園の認定の要件)

第三条 法第三条第一項に規定する施設の認定に係る条例で定める要件は、次のとおりとする。

一 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

二 当該施設が保育所等である場合にあっては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村における同法第二十四条第四項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

三 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

四 別表に定める施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。

2 法第三条第三項に規定する幼保連携施設の認定に係る条例で定める要件は、次のとおりとする。

一 次のいずれかに該当する施設であること。

イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ロ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

三 別表に定める施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。

(施行事項)

第四条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(青森県認定こども園の認定の基準を定める条例の廃止)

2 青森県認定こども園の認定の基準を定める条例(平成十八年十月青森県条例第八十号)は、廃止する。

別表 (第二条関係)

施設の設備及び運営に関する基準

区分	基準
一 職員配置	<p>1 満一歳未満の子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上の子どものうち短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子どものうち長時間利用児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の子どものうち長時間利用児おおむね三十人につき一人以上の保育に従事する者を置くこと。ただし、常時二人を下回らないこと。</p>

	<p>二 職員資格</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 共通利用時間については、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人（満三歳以上満四歳未満の子どもの数が二十人を超える学級にあっては、二人）の保育に従事する者を置くこと。この場合において、一学級の子どもの数は、三十五人以下を原則とすること。</li> <li>2 1及び2に規定するもののほか、一人の認定こども園の長を置くこと。</li> </ol>
<p>三 施設設備</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士であること。</li> <li>2 満三歳以上の子どもの保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士であること。</li> <li>3 2の規定にかかわらず、前号2に規定する保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状を有する者であること。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合においては、保育士であって、その適性、能力等を考慮して知事が適当と認めるものとするができる。</li> <li>4 2の規定にかかわらず、満三歳以上の子どものうち長時間利用児の保育（共通利用時間における保育を除く。）に従事する者は、保育士であること。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合においては、幼稚園の教員の免許状を有する者であって、その適性、能力等を考慮して知事が適当と認めるものとすることができる。</li> </ol> <p>1 園舎の面積（満三歳未満の子どもの保育を行う場合においては、その保育の用に供する施設設備の面積を除く。）は、次に掲げる基準を満たすこと。ただし、既存施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、3本文（満二歳未満の子どもの保育を行う場合においては、3本文及び5）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。</p> <p>(一) 学級数が一学級である場合は、百八十平方メートル以上であること。</p> <p>(二) 学級数が二学級以上である場合は、百平方メートルに当該学級数から二を減じて得た学級数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積以上であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けること。</li> <li>3 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上であること。ただし、満三歳以上の子どもについては、既存施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積（満三歳未満の子どもの保育を行う場合においては、その保育の用に供する施設設備の面積を除く。）が1本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。</li> </ol>

	<p>4 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たすこと。ただし、既存施設が認定こども園の認定を受ける場合にあっては、当該基準のいずれかを満たせば足りる。</p> <p>(一) 満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>(二) 次に掲げる面積に満二歳以上満三歳未満の子どもについて(一)の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。</p> <p>イ 学級数が二学級以下である場合は、三十平方メートルに当該学級数から一を減じて得た学級数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積</p> <p>ロ 学級数が三学級以上である場合は、八十平方メートルに当該学級数から三を減じて得た学級数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積</p> <p>5 満二歳未満の子どもの保育を行う場合には、2に規定するもののほか、乳児室又はほふく室を設けること。この場合において、乳児室の面積は満二歳未満の子ども一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積は満二歳未満の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。</p>
<p>四 管理運営</p>	<p>1 保育に欠ける子どもに対する保育時間は、一日につき八時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して定められていること。</p> <p>2 開園日及び開園時間は、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況その他の地域の実情に応じて定められていること。</p> <p>3 入園する子どもの選考を公正に行う方法が定められていること。</p> <p>4 子どもの健康診断の実施に関する計画、消火、通報及び避難の訓練の実施に関する計画その他子どもの健康の保持及び安全の確保に関する計画等が定められていること。</p> <p>5 認定こども園において事故が発生した場合に適切な補償を行うことができるよう、保険契約を締結し、又は共済制度へ加入していること。</p> <p>6 当該認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示がされること。</p> <p>7 当該認定こども園の調理室において調理された食事が提供されるものであること。ただし、満三歳以上の子どもに対して食事が提供される場合であって、衛生管理、栄養管理等について必要な配慮がなされていると認められるときは、この限りでない。</p>

- 8 幼稚園教育要領及び保育所保育指針に沿った教育及び保育に関する全体的な計画及び指導計画が定められていること。
- 9 子どもの保育に従事する者の研修に関する計画が定められていること。

青森県核燃料物質等取扱税条例をここに公布する。

平成二十三年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十号

青森県核燃料物質等取扱税条例

(課税の根拠)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)(第四条第三項の規定に基づき、この条例の定めるところにより、核燃料物質等取扱税を課する。

(用語の意義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 加工事業者 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。)(第十三条第一項の許可を受けた者をいう。
- 二 原子炉設置者 規制法第二十三条第一項の許可を受けた者をいう。
- 三 再処理事業者 規制法第四十四条第一項の指定を受けた者をいう。

四 廃棄物埋設事業者 規制法第五十一条の二第一項第二号に係る同項の許可を受けた者をいう。

五 廃棄物管理事業者 規制法第五十一条の二第一項第三号に係る同項の許可を受けた者をいう。

六 濃縮 規制法第二条第七項に規定する加工のうちウラン二三五のウラン二三八に対する比率を高める処理をいう。

七 原子炉の設置 実用発電用原子炉（規制法第二十三条第一項第一号の実用発電用原子炉をいう。以下同じ。）を設置して発電の事業の用に供することをいう。

八 核燃料の挿入 核燃料（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第一条第二項第三号の燃料体をいう。以下同じ。）を実用発電用原子炉に挿入することをいう。

九 使用済燃料の受入れ 使用済燃料（規制法第二条第八項の使用済燃料をいう。以下同じ。）を再処理施設（規制法第四十四条第二項第二号の再処理施設をいう。以下同じ。）に受け入れることをいう。

十 使用済燃料の貯蔵 規制法第四十八条第一項第三号の使用済燃料の貯蔵をいう。

十一 廃棄物埋設 規制法第五十一条の二第二項第二号の廃棄物埋設施設において行う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百七十八号）第一条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十一条第一項の表第一号イに該当する物（以下「廃棄体」という。）に係る規制法第五十一条の二第一項第二号の第二種廃棄物埋設をいう。

十二 廃棄物管理 規制法第五十一条の二第二項第二号の廃棄物管理施設において行う同条第一項第三号の廃棄物管理のうち核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第三十二条第一号に該当するもので使用済燃料を溶解した液体から規制法第二条第二項に規定する核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固化した物（以下「ガラス固化体」という。）に係るものをいう。



十三 核燃料物質等の取扱い 濃縮、原子炉の設置、核燃料の挿入、使用済燃料の受入れ、使用済燃料の貯蔵、廃棄物埋設又は廃棄物管理をいう。

(納税義務者等)

第三条 核燃料物質等取扱税は、次の各号に掲げる核燃料物質等の取扱いに対し、当該各号に定める者に課する。

- 一 加工事業者の行う濃縮 当該加工事業者
- 二 原子炉設置者の行う原子炉の設置及び核燃料の挿入 当該原子炉設置者
- 三 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ及び使用済燃料の貯蔵 当該再処理事業者
- 四 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 当該廃棄物埋設事業者
- 五 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 当該廃棄物管理事業者

2 前項第二号の核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。

- 一 規制法第二十三条第一項の許可を受けた後最初に実用発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十九条第一項の検査の全てに合格した日

二 電気事業法第五十四条第一項の検査の開始の日から終了の日までの期間内に実用発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該検査の終了の日

三 前二号に掲げる場合のほか、実用発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷の終了の日

(課税標準)

第四条 核燃料物質等取扱税の課税標準は、次の各号に掲げる核燃料物質等の取扱いの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める重量、熱出力、価額、

容量又は数量とする。

一 加工事業者の行う濃縮 各課税標準の算定期間内において濃縮により生じた製品ウラン（販売又は役務の提供に係る目的物となる六ふつ化ウランをいう。以下同じ。）の重量

二 原子炉設置者の行う原子炉の設置 各課税標準の算定期間の末日における実用発電用原子炉の熱出力

三 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 当該核燃料の挿入に係る核燃料（既に核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税が課され、又は課されるべきものを除く。）の価額

四 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 各課税標準の算定期間内において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量

五 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 各課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量

六 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 各課税標準の算定期間内の廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量（当該容器が日本工業規格に定められている容器に該当する場合には、当該容器に係る日本工業規格の呼び容量とする。以下同じ。）

七 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 各課税標準の算定期間内の廃棄物管理に係るガラス固化体に係る容器の数量

2 前項第二号の熱出力は、規制法第二十三条第一項の許可（規制法第二十六条第一項の変更の許可を受けた場合には、当該変更の許可）に係る実用発電用原子炉の規制法第二十三条第二項第三号の熱出力とする。

3 第一項第三号の価額は、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）第二十五条及び第二十六条の規定により算定した取得原価とする。

4 第一項第五号から第七号までの各課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量、廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量又は廃棄物管理に係るガラス固化体に係る容器の数量は、それぞれ各課税標準の算定期間に属する各月の末日

現在における使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量、廃棄体に係る容器の容量又はガラス固化体に係る容器の重量を合計した重量、容量又は数量を十二で除して得た重量、容量又は数量とする。この場合において、当該課税標準の算定期間中に月の末日が到来しないとき、又は当該課税標準の算定期間の末日の属する月の末日が当該課税標準の算定期間に属していないときには、当該課税標準の算定期間の末日を当該課税標準の算定期間に属する一の月の末日とする。

5 第一項及び前項の課税標準の算定期間とは、一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。

6 新たに核燃料物質等の取扱い（核燃料の挿入を除く。以下この条において同じ。）の事業を開始した場合における当該事業に係る核燃料物質等の取扱いに対して課する核燃料物質等取扱税の第一項及び第四項の課税標準の算定期間は、前項の規定にかかわらず、当該事業を開始した日から当該事業を開始した日を含む同項に規定する課税標準の算定期間の末日までの期間とする。

7 事業者（加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者、廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における第一項及び第四項の課税標準の算定期間（第一号の場合にあつては、廃止又は取消しに係る事業に係る核燃料物質等の取扱いに対して課する核燃料物質等取扱税の第一項及び第四項の課税標準の算定期間）は、第五項又は前項の規定にかかわらず、当該該当することとなった日を含む第五項又は前項に規定する課税標準の算定期間の開始の日から当該該当することとなった日までの期間とする。

一 核燃料物質等の取扱いの事業（使用済燃料の受入れ及び使用済燃料の貯蔵にあつては、当該使用済燃料の受入れ及び使用済燃料の貯蔵に係る規制法第二条第八項に規定する再処理の事業）を廃止した場合又は規制法第二十条の規定により規制法第十三条第一項の許可が取り消された場合、

規制法第三十三条の規定により規制法第二十三条第一項の許可が取り消された場合、規制法第四十六条の七の規定により規制法第四十四条第一項の指定が取り消された場合若しくは規制法第五十一条の十四の規定により規制法第五十一条の二第一項第二号に係る同項の許可若しくは同項第三

号に係る同項の許可が取り消された場合

二 個人である事業者が死亡した場合

三 法人である事業者が解散し、又は合併により消滅した場合

(税率)

第五条 核燃料物質等取扱税の税率は、次の各号に掲げる核燃料物質等の取扱いの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 加工事業者の行う濃縮 製品ウランの重量一キログラムにつき一万九千五百円

二 原子炉設置者の行う原子炉の設置 千キロワットにつき九千円

三 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 百分の十三

四 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量一キログラムにつき一万九千四百円

五 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量一キログラムにつき千二百円

六 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 廃棄体に係る容器の容量一立方メートルにつき二万七千五百円

七 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 ガラス固化体に係る容器の数量一本につき八十四万五千四百円

(徴収の方法)

第六条 核燃料物質等取扱税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続)

第七条 核燃料物質等取扱税の納税義務者(核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税の納税義務者を除く。)は、第四条第一項各号(第三号を除く。)

の課税標準の算定期間ごとに、当該課税標準の算定期間の末日の翌日から起算して二月以内に、規則で定めるところにより、当該課税標準の算定期

間における課税標準たる重量、熱出力、容量又は数量（以下「課税標準量」という。）、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

2 核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税の納税義務者は、核燃料の挿入がなされた日の属する月の末日の翌日から起算して二月以内に、規則で定めるところにより、課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

3 前二項の規定によって申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準量若しくは課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

（不足税額及びその延滞金の納付）

第八条 法第二百七十六条第四項の規定によって通知を受けた核燃料物質等取扱税の納税者は、納付すべき不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。）を知事の指定する納期限までに納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第二百七十七条第二項並びに法附則第三条の二第一項及び第四項の規定による延滞金額を加算して納付しなければならない。

（納期限後に納付する核燃料物質等取扱税の延滞金の納付）

第九条 核燃料物質等取扱税の納税者は、第七条第一項及び第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後にその税金（同条第三項の規定による修正により増加した税額を含む。）を納付する場合には、その税額に、法第二百八十条第一項並びに法附則第三条の二第一項及び第四項の規定による延滞金額を加算して納付しなければならない。

（過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の納付）

第十条 法第二百七十八条第五項又は法第二百七十九条第四項の規定によつて通知を受けた核燃料物質等取扱税の納税者は、その通知を受けた過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を知事の指定する納期限までに納付しなければならない。

(賦課徴収)

第十一条 核燃料物質等取扱税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十

六号）の定めるところによる。この場合において、同条例第四条第一項中「十一 固定資産税」とあるのは

「十一 固定資産税

十二 核燃料物質等取扱税」

と、同条

例第十二条第二項第二号中「主たるものの所在地」とあるのは「主たるものの所在地」、核燃料物質等取扱税については申告納付すべき日における青森県核燃料物質等取扱税条例（平成二十三年十二月青森県条例第五十号）第二条第六号に規定する濃縮に係る事業所、同条第七号に規定する原子炉の設置若しくは同条第八号に規定する核燃料の挿入に係る実用発電用原子炉、同条第九号に規定する使用済燃料の受入れ若しくは同条第十号に規定する使用済燃料の貯蔵に係る再処理施設、同条第十一号に規定する廃棄物埋設に係る廃棄物埋設施設又は同条第十二号に規定する廃棄物管理に係る廃棄物管理施設の所在地」とする。

(施行事項)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、法第二百五十九条の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行う核燃料物質等の取扱いに係る核燃料物質等取扱税について適用する。

2 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵に係る核燃料物質等取扱税に係る第三条第一項第三号の規定は、平成十八年九月二十七日以前に再処理施設

に受け入れた使用済燃料に係る使用済燃料の貯蔵については、適用しない。

3 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵に係る核燃料物質等取扱税の税率は、第五条第五号の規定にかかわらず、当分の間、使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量一キログラムにつき八千三百円とする。

4 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理に係る核燃料物質等取扱税に係る第二条第十二号、第四条第一項第七号及び第四項並びに第五条第七号の規定の適用については、当分の間、規制法第二条第二項に規定する核燃料物質又は当該核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものを容器に圧縮して封入し、又は固形化した物を第二条第十二号に規定するガラス固化体とみなして、これらの規定を適用する。

5 この条例は、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

6 この条例の失効の日前に課した、又は課すべきであった核燃料物質等取扱税については、なお従前の例による。

青森県東日本大震災復興推進基金条例をここに公布する。

平成二十三年十二月十六日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第五十一号

青森県東日本大震災復興推進基金条例

(設置)

第一条 東日本大震災からの復興の推進のための事業に要する経費及び当該事業を行う特定被災市町（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第一項に規定する特定被災地方公共団体である市町をいう。以下同じ。）に対する補助



に要する経費の財源に充てるため、青森県東日本大震災復興推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

（基金の処分）

第五条 基金は、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

- 一 住宅の再建その他の被災者の生活の安定及び自立の支援並びに被災者の健康及び福祉の増進に関する事業
- 二 コミュニティの再生その他の被災地域の振興に関する事業
- 三 農林水産業、観光業その他の産業の復興に関する事業
- 四 自然環境、景観等の再生に関する事業
- 五 その他東日本大震災からの復興の推進に関する事業

2 前項に定めるもののほか、基金は、同項各号に掲げる事業を行う特定被災市町に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。



(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県水道法施行条例をここに公布する。

平成二十三年十二月十六日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第五十二号

青森県水道法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、水道法（昭和三十二年法律第七十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(専用水道の水道技術管理者の資格)

第三条 法第三十四条第一項において準用する法第十九条第三項に規定する県の設置する専用水道の水道技術管理者に係る条例で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 二 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 五 第一号、第三号及び前号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、第三号に規定する学校を卒業した者については六年以上、前号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 六 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 七 規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

2 一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、前項第一号中「二年以上」とあるのは「一年以上」と、同項第二号中「三年以上」とあるのは「一年六箇月以上」と、同項第三号中「五年以上」とあるのは「二年六箇月以上」と、同項第四号中「七年以上」とあるのは「三年六箇月以上」と、同項第五号中「四年以上」とあるのは「二年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、同項第六号中「十年以上」とあるのは「五年以上」とする。

(施行事項)

第四条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十三号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例(平成十一年十二月青森県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十五条」に、「第十七条 第十九条」を「第十六条 第十八条」に、「第二十条 第四十九条」を「第十九条 第四十条」に改める。

第十六条を削り、第三章中第十七条を第十六条とし、第十八条を第十七条とし、第十九条を第十八条とし、第四章中第二十条を第十九条とする。

第二十一条を削り、第二十二条を第二十条とし、第二十三条から第四十条までを二条ずつ繰り上げる。

第四十一条を削り、第四十二条を第三十九条とし、第四十三条から第四十九条までを三条ずつ繰り上げる。

第二条 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十二条」に、「第十六条 第十八条」を「第十三条」に、「第四章 一部の市町村が処理することとする事務（第十九

条 第四十六条）」を「第四章 各町村が処理することとする事務（第十四条・第十五条）」に改める。

第五章 一部の市町村が処理することとする事務（第十六条 第四十三条）」

第二条中「に基づく事務のうち、次に掲げるもの」を「第九条の五第一項の規定による新たに生じた土地の確認の届出の受理及び同条第二項の規

定による告示に関する事務」に改め、同条各号を削る。

第二条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

第六条第一項中「八戸市」を「弘前市及び八戸市」に改め、同条第二項中「八戸市」を「弘前市及び八戸市」に、「同市」を「それぞれ当該市」

に改め、同条を第五条とする。

第七条を削り、第八条を第六条とし、第九条を第七条とし、第十条を第八条とする。

第十一条を削り、第十二条を第九条とし、第十三条から第十五条までを三条ずつ繰り上げる。

第十六条を削り、第三章中第十七条を第十三条とする。

第十八条を削り、第四章中第十九条を第十六条とする。

第二十条を削り、第二十一条を第十七条とし、第二十二条を第十八条とする。

第二十三条中「八戸市」の下に、「三沢市」を加え、「藤崎町、板柳町、六戸町」を「蓬田村、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、藤崎町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町」に、「風間浦村、五戸町、南部町及び階上町」を「大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町及び新郷村」に改め、同条を第十九条とし、第二十四条を第二十条とする。

第二十五条第一項中「農地法」を「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十六条中「黒石市」の下に、「五所川原市」を加え、同条を第二十二条とし、第二十七条から第二十九条までを四条ずつ繰り上げる。

第三十条の見出しを「（工場立地法に基づく事務）」に改め、同条中「工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八号）」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）附則第四十四条第二項ただし書及び第一百二条ただし書の規定によりなお従前の例によることとされる同法第八十八条の規定による改正前の工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号。以下「改正前の工場立地法」という。）」に改め、同条第一号から第三号までを削り、同条第四号中「工場立地法」を「改正前の工場立地法」に改め、同条第五号中「工場立地法」及び「同法」を「改正前の工場立地法」に改め、同条を同条第二号とし、同条第六号中「工場立地法」を「改正前の工場立地法」に改め、同条を同条第三号とし、同条第七号から第九号までを削り、同条を第二十六条とし、第三十一条から第三十六条までを四条ずつ繰り上げる。

第三十七条中「市町村」を「町村」に改め、同条を第三十三条とし、第三十八条を第三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく事務）

第三十五条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）

以下「農林漁業者新事業創出法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、平川市、西目屋村、中泊町、風間浦村及び階上町の区域に係るものは、それぞれ当該市町村が処理することとする。

一 農林漁業者新事業創出法第五条第七項（農林漁業者新事業創出法第六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による総合化事業計画の認定に係る同意（第二十一条第二項第一号及び第二号に掲げる事務に係るものに限る。）に関する事。

二 農林漁業者新事業創出法第七条第五項（農林漁業者新事業創出法第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による研究開発・成果利用事業計画の認定に係る同意（第二十一条第二項第一号及び第二号に掲げる事務に係るものに限る。）に関する事。

三 前二号に掲げる事務に係る地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成二十三年政令第十五号）第一条の規定による意見の聴取に関する事。

2 農林漁業者新事業創出法第五条第八項（農林漁業者新事業創出法第六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による総合化事業計画の認定に係る同意に関する事務で、弘前市及び平川市の区域に係るものは、それぞれ当該市が処理することとする。

第三十九条中「高齢者等移動等円滑化法」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）」に改め、同条を第三十六条とし、第四十条から第四十六条までを三条ずつ繰り上げる。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 各町村が処理することとする事務

（墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務）

第十四条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「墓地埋葬法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各町村が処理することとする。

一 墓地埋葬法第十条第一項の規定による墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可に関する事。

二 墓地埋葬法第十条第二項の規定による墓地の区域並びに納骨堂及び火葬場の施設の変更並びに墓地、納骨堂及び火葬場の廃止の許可に関する事。

らむ。

三 墓地埋葬法第十八条第一項の規定による立入検査及び報告の徴収に関すること。

四 墓地埋葬法第十九条の規定による墓地、納骨堂及び火葬場の施設の整備改善並びに使用の制限及び禁止の命令並びに許可の取消しに関すること。

(都市計画法に基づく事務)

第十五条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各町村が処理することとする。

一 都市計画法第五十三条第一項の規定による建築物の建築の許可及び同条第二項において準用する同法第五十二条の二第二項の規定による当該建築の協議に関すること。

二 都市計画法第六十五条第一項の規定による土地の形質の変更並びに建築物の建築その他工作物の建設並びに移動の容易でない物件の設置及び堆積(県が施行する都市計画事業に係るものを除く。)の許可並びに同条第三項において準用する同法第五十二条の二第二項の規定によるこれらの行為の協議に関すること。

三 前二号に掲げる事務に係る都市計画法第八十条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに勧告及び助言に関すること。

四 第一号及び第二号に掲げる事務に係る都市計画法第八十一条第一項の規定による許可の取消し、変更、効力の停止、条件の変更及び条件の付加並びに工事その他の行為の停止並びに建築物その他の工作物及び物件の改築、移転及び除却その他の違反を是正するため必要な措置の命令並びに同条第三項の規定による当該命令に係る公示並びに同条第二項の規定による当該措置及びこれに係る公告に関すること。

五 第一号及び第二号に掲げる事務に係る都市計画法第八十二条第一項の規定による立入検査に関すること。

六 第一号に掲げる事務に係る都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第六十条に規定する書面の交付に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条及び附則第四項の規定は公布の日から、第二条中第六条の改正規定は同年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第二条の規定による改正後の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例第十四条、第十九条、第二十二條及び第三十五條に規定する事務に関して、この条例の施行の日前において知事がした処分その他の行為及び次項の規定により知事がした処分その他の行為は、同日以後において当該事務を管理し及び執行することとなる市町村の長がした処分その他の行為とみなす。

- 3 前項に規定する事務に関して、この条例の施行の際現に知事に対してなされている申請その他の行為については、なお従前の例による。

(青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部改正)

- 4 青森県地域県民局及び行政機関設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第六項を削る。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾



## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第一項の次に次の見出し及び三項を加える。

（東日本大震災に対処するための作業に係る特例）

2 第十七条の四十三第一号から第三号までに規定する職員が東日本大震災に対処するためこれらの規定に規定する作業に従事した場合における第十七条の四十四の規定の適用については、同条第一号中「六百元」とあるのは「九百元」と、「九百元」とあるのは「千二百円」とする。

3 職員が東日本大震災に対処するための作業で人事委員会の定めるものに従事したときは、当該作業に従事した日一日につき四万円の範囲内で人事委員会が定める額の災害応急作業等手当を支給する。

4 警察職員が東日本大震災に対処するための作業で人事委員会の定めるものに従事したときは、当該作業に従事した日一日につき四万円の範囲内で人事委員会が定める額の警察職員の特殊勤務手当として災害応急警備等手当を支給する。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）（第十七条の四十四及び附則第二項から第四項までの規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された災害応急作業等手当及び警察職員の特殊勤務手当のうち災害応急警備等手当並びにこれらを基礎とする給与は、改正後の条例の規定による災害応急作業等手当及び警察職員の特殊勤務手当のうち災害応急警備等手当並びにこれらを基礎とする給与の内払とみなす。

青森県鉄道施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十五号

青森県鉄道施設条例の一部を改正する条例

青森県鉄道施設条例（平成十四年十月青森県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号を次のように改める。

一 第二条第一項の規定により使用の許可を受けて鉄道施設を使用する場合

次に掲げる額の合計額に百分の百五を乗じて得た額

イ 鉄道施設の保守等に要する経費で規則で定めるものに鉄道施設を使用する列車の走行距離及び車両両数を勘案して知事が定める率を乗じて得た額

ロ 鉄道施設の保守等に要する経費で規則で定めるものに鉄道施設を使用する列車の走行距離及び重量を勘案して知事が定める率を乗じて得た額

ハ 鉄道施設の保守等に要する経費で規則で定めるものに鉄道施設を使用する列車の走行距離及びパンタグラフの本数を勘案して知事が定める率を乗じて得た額

ニ 鉄道施設の保守等に要する経費で規則で定めるものにイからハまでに掲げる額の合計額を勘案して知事が定める率を乗じて得た額

ホ 特定の者のための鉄道施設の保守等に要する経費がある場合の当該者の使用料にあつては、当該経費に相当する額

附則

- 1 この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。
- 2 次項の規定の適用がある場合を除き、改正後の青森県鉄道施設条例（以下「改正後の条例」という。）（別表第一第一号の規定は、平成二十三年四月一日から適用する。）
- 3 平成二十三年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間の鉄道施設の使用に係る改正前の青森県鉄道施設条例別表第一第一号の規定による使用料の額が当該期間の鉄道施設の使用について改正後の条例別表第一第一号の規定の適用があるものとして同号の規定により算定した額に満たない場合には、この条例の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間の鉄道施設の使用に係る同号の規定による使用料の額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定による額に当該満たない額を加えた額とする。

青森県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月十六日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第五十六号

青森県自然環境保全条例の一部を改正する条例

青森県自然環境保全条例（昭和四十八年七月青森県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 保全（第十七条 第二十二條）」を「第二節 保全（第十七条 第二十二條）」に改める。  
第三節 生態系維持回復事業（第二十二條の二 第二十二條の五）

第十三条第二項中「の各号」を削り、同項第二号中「係る」の下に「生物の多様性の確保その他の」を加える。

第十五条第一項中「施設」を「事業」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、同項第四号中「施設」を「事業」に改め、同条第三項中「公示しなければ」を「公示し、かつ、その県自然環境保全地域に関する保全計画を一般の閲覧に供しなければ」に改める。

第十七条第四項ただし書中「第七号」を「第十号」に、「又は第六号」を「第六号」に改め、「行うもの」の下に「又は第七号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号を同項第十号とし、同項第六号の次に次の三号を加える。

七 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第十七条第八項を次のように改める。

八 第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

第十七条第十項中「の各号」を削り、同項第一号中「行なつ」を「行つ」に改め、同項第二号を同項第四号とし、同項第二号中「行なつ」を「行つ」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等（第二十一条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第十八条第三項ただし書中「の各号」を削り、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合

第十八条第四項中「前項第六号」を「前項第七号」に改める。

第十九条第六項中「の各号」を削り、同項第一号及び第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第二十一条第一項中「第十八条第三項第六号」を「第十八条第三項第七号」に、「とる」を「執る」に改める。

第二十二条第一項中「第十八条第三項第六号」を「第十八条第三項第七号」に、「国の機関にあつては知事に協議し、地方公共団体にあつては知事に協議しその同意を得なければ」を「知事に協議しなければ」に改める。

第三章に次の一節を加える。

### 第三節 生態系維持回復事業

#### (生態系維持回復事業計画)

第二十二条の二 知事は、生態系維持回復事業（県自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。）の適正かつ効果的な実施に資するため、県自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生態系維持回復事業の目標

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

(実施)

第二十二条の三 県は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。

2 県以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

4 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

5 第二項の認定を受けた者は、第三項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

6 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

7 第四項の規定は、前項の申請書について準用する。

8 第二項の認定を受けた者は、第五項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第二十二條の四 知事は、前条第二項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

一 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。

二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。

三 前条第五項又は第八項の規定に違反したとき。

四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 偽りその他の不正の手段により前条第二項又は第五項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第二十二條の五 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第二十二條の三第二項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第三十条第一項ただし書中「第七号まで、第九号及び第十号」を「第八号まで、第十号及び第十一号」に改める。

第三十四条第一項中「第十八条第三項第六号」を「第十八条第三項第七号」に、「附せられた」を「付された」に改める。

第四十二条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第四十四条中「一」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「付せられた」を「付された」に改める。

第四十五条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第四十六条中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「よる」を「違反して、」に改める。

第四十七条中「よる」を「違反して、」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

青森県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第五十七号

青森県立自然公園条例の一部を改正する条例

青森県立自然公園条例（昭和三十六年十月青森県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。



目次を次のように改める。

## 目次

第一章 総則（第一条 第四条）

第二章 自然公園の指定（第五条 第七条）

第三章 公園計画（第八条・第九条）

第四章 公園事業（第十条 第二十条）

第五章 保護及び利用（第二十一条 第二十七条）

第六章 生態系維持回復事業（第二十八条 第三十一条）

第七章 風景地保護協定（第三十二条 第三十七条）

第八章 公園管理団体（第三十八条 第四十三条）

第九章 雑則（第四十四条 第四十六条）

第十章 罰則（第四十七条 第五十二条）

## 附則

第一条中「すぐれた」を「優れた」に、「図り、もつて」を「図ることにより」、「」に改め、「資する」の下に「とともに、生物の多様性の確保に寄与する」を加える。

第二条第一号中「すぐれた」を「優れた」に、「第四条」を「第五条」に改め、同条第二号中「施設」を「事業」に改め、同条に次の一号を加える。

四 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

第三十六条を第五十一条とする。

第三十五条第七号中「第二十九条第五項」を「第四十四条第五項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第十六条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第十六条第一項第一号」を「第二十七条第一項第一号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第十四条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第十四条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第十二条第五項」を「第二十三条第五項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第十二条第一項の規定による」を「第二十三条第一項の規定に違反して、」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十五条を第五十条とする。

第三十四条中「第十二条第二項又は第二十六条」を「第十二条、第二十三条第二項又は第四十一条」に改め、同条を第四十九条とする。

第三十三条第二号中「第十一条」を「第二十二条」に、「付せられた」を「付された」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号中「第十条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第十一条第五項の規定に違反して、同条第三項各号に掲げる事項を変更した者

二 第十一条第九項の規定により認可に付された条件に違反した者

第三十三条を第四十八条とする。

第三十二条中「第十三条第一項」を「第十六条又は第二十四条第一項」に改め、同条を第四十七条とする。

第七章を第十章とする。

第六章中第三十一条を第四十六条とする。

第三十条第一項中「第十条第三項」を「第二十一条第三項」に、「第十一条」を「第十二条」に、「付せられた」を「付された」に、「第十二条第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同条を第四十五条とする。

第二十九条第四項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第四十四条とする。

第六章を第九章とする。

第五章中第二十八条を第四十三条とし、第二十三条から第二十七条までを十五条ずつ繰り下げる。

第五章を第八章とする。

第二十二條の見出しを「(効力)」に改め、同条中「第二十条」を「第三十五条」に改め、第四章中同条を第三十七条とする。

第二十一条の見出しを「(変更)」に改め、同条中「第十七条第二項」を「第三十二条第二項」に改め、同条を第三十六条とする。

第二十条の見出しを「(公告等)」に改め、同条を第三十五条とする。

第十九條の見出しを「(認可)」に改め、同条中「第十七条第五項」を「第三十二条第五項」に改め、同条第二号中「第十七条第三項各号」を「第三十二条第三項各号」に改め、同条を第三十四条とする。

第十八條の見出しを「(縦覧等)」に改め、同条を第三十三条とする。

第十七條の見出しを「(締結)」に改め、同条第一項中「第二十三条第一項」を「第三十八条第一項」に、「第二十四条第一号」を「第三十九条第一号」に、「海面」を「海域」に改め、同条を第三十二条とする。

第四章を第七章とする。

第十六条第三項中「関係者の請求があつたときは、これを」を「関係者に」に改め、第三章中同条を第二十七条とする。

第十五条第二項中「第四条第二項」を「第五条第二項」に、「ならびに」を「並びに」に改め、同条を第二十六条とする。

第十四条の見出し中「報告の徴収」を「報告徴収」に改め、同条第一項中「必要」を「必要」に、「第十条第三項」を「第二十一条第三項」に、「第十二条第二項」を「第二十三条第二項」に、「とる」を「執る」に改め、同条第二項中「第十条第三項、第十二条第二項」を「第二十一条第三項、第二十三条第二項」に、「当該職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ、又は第十条第三項各号若しくは第十二条第一項各号」を「立ち入り、第二十一条第三項各号若しくは第二十三条第一項各号」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の規定による立入検査又は立入調査をする」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十四条を第二十五条とする。

第十三条第一項中「第十条第三項」を「第二十一条第三項」に、「第十一条」を「第十二条」に、「付せられた」を「付された」に、「とる」を「執る」に改め、同条第三項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第二十四条とする。

第十二条第一項中「の各号」を削り、同項ただし書中「海面」を「海域」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「こえる」を「超える」に改め、同項第五号中「海面」を「海域」に改め、同条第二項中「前項各号に掲げる」を「前項の規定により届出を要する」に、「とる」を「執る」に改め、同条第六項中「当該」を削り、同条第七項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第十七条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第十二条を第二十三条とし、第十一条を第二十二條とする。

第十条第二項中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条第三項中「の各号」を削り、同項ただし書中「当該特別地域が指定され、若しく

はその区域が拡張された際既に着手していた行為若しくは第六号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は「行う行為」の下に「又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項第十二号を同項第十五号とし、同項第十一号を同項第十四号とし、同項第十号中「（以下この号において「指定動物」という。）」を削り、「指定動物の」を「当該動物の」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第十条第三項第九号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

第十条第三項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

第十条第五項を次のように改める。

5 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができ、この場合において、その者は、その規制されることとなった日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

第十条第七項中「木竹を植栽し、又は家畜を放牧しよう」とを「木竹の植栽又は家畜の放牧（第三項第十一号又は第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしよう」とに改め、同条第八項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「第十七条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同号を

同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等（第二十九条第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第十条を第二十一条とする。

第三章を第五章とし、同章の次に次の一章を加える。

## 第六章 生態系維持回復事業

（生態系維持回復事業計画）

第二十八条 知事は、生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生態系維持回復事業の目標

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止又は変更について準用する。

(実施)

第二十九条 県は、自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。

2 県以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

4 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

5 第二項の認定を受けた者は、第三項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

6 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

7 第四項の規定は、前項の申請書について準用する。

8 第二項の認定を受けた者は、第五項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第三十条 知事は、前条第二項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- 一 生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
- 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- 三 前条第五項又は第八項の規定に違反したとき。
- 四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 偽りその他の不正の手段により前条第二項又は第五項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第三十一条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第二十九条第二項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第二章中第九条の二を第二十条とする。

第九条中「前二条」を「第十一条から前条まで」に改め、「公園事業のうち」を削り、「行なう」を「行う」に、「前条」を「同条」に改め、同条を第十九条とする。

第八条の見出し中「公園事業の」を削り、同条中「前条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条を第十八条とする。

第六条の前の見出し、同条及び第七条を削る。

第五条の二を第七条とし、同条の次に次の一章、章名及び八条を加える。



(決定)

第八条 公園計画は、知事が、関係市町村及び審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃止及び変更)

第九条 知事は、公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。

2 前条第二項の規定は、公園計画の廃止又は変更について準用する。

#### 第四章 公園事業

(決定)

第十条 公園事業は、知事が決定する。

2 知事は、公園事業を決定し、廃止し、又は変更したときは、その概要を公示しなければならない。

(執行)

第十一条 公園事業は、県が執行する。

2 県以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

3 前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第二条第三号に規定する規則で定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類

#### 三 公園施設の位置

#### 四 公園施設の規模

#### 五 公園施設の管理又は経営の方法

#### 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

4 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

5 第二項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第三項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

6 前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

7 第四項の規定は、前項の申請書について準用する。

8 公園事業者は、第五項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

9 第二項又は第五項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

#### （改善命令）

第十二条 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、公園事業者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

#### （承継）

第十三条 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人が知事の承認を受けたときは、当該承認を受けた法人は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第十一条第二項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

（休止及び廃止）

第十四条 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

（認可の失効及び取消し）

第十五条 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第十一条第二項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第十一条第二項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、公園事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第二項の認可を取り消すことができる。

一 第十一条第五項若しくは第八項又は前条の規定に違反したとき。

二 第十一条第九項の規定により同条第二項又は第五項の認可に付された条件に違反したとき。

三 第十二条の規定による命令に違反したとき。

四 偽りその他不正の手段により第十一条第二項又は第五項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第十六条 知事は、公園事業者がその公園事業を廃止した場合、第十一条第二項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第十七条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、公園事業者に対し、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五条第一項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一項中「聞き」を「聴き」に改め、同条を第五条とする。

第二章の章名を次のように改める。

## 第二章 自然公園の指定

第三条中「当つて」を「当たつて」に改め、第一章中同条を第四条とし、第一条の二を第三条とする。

本則に次の一条を加える。

第五十二条 第十一条第八項、第十四条又は第十五条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

#### 附則

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県立自然公園条例（以下「改正後の条例」という。）第十六条の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第十一条第二項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 前二項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

青森空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月十六日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第五十八号

青森空港条例の一部を改正する条例

青森空港条例（昭和三十九年九月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十一時三十分」を「二十二時」に改める。

第十二条第二項中「二十二時」を「二十二時三十分」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第五十九号

青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例

青森県屋外広告物条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「八戸市」を「弘前市及び八戸市」に、「同市」を「それぞれ当該市」に改め、同条第二項中「八戸市」を「弘前市及び八戸市」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十四年六月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月十六日

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

（資本剰余金の処分）

第五条 法第三十二条第三項の規定に基づき、毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 前項の資本剰余金の処分は、法第三十二条第三項の規定に基づき、資本剰余金に整理すべき資金をもつて取得した資産（地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）第八条第四項（同令第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により減価償却を行う固定資産のうち減価償却を行わなかつた部分に相当するものに限る。）が滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において損失を生じたときに、当該損失をつめるために取り崩す方法により行うもののほか、議会の議決を経て行わなければならない。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭